



2011年 2月号

カイケイ

2011年1月12日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002 広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730 Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikei.co.jp
URL http://www.kaikei.co.jp



馬耳東風 大場史郎

福袋



福袋は相変わらず人気とか、買ったほとんどは筆筒の肥やしになるのだろうが、新年最初のゴミ収集の日はどこもゴミ袋が山積みになっている。



「飽食の時代」とはバブル時代に言いつくされた言葉ですが、人間一度付いた癖はなかなか治りません。でも、スーパーで買い物袋が有料になつたりだとか、徐々にではありますが、変わってきてているようです。会社も、この支出が本当に必要なものか、改めてチェックしてみることが大切です。経費はいつの間にか、膨らんでくるものです。



事務所からのお知らせ 宮本佳依

平成23年1月分の給与より、控除対象扶養親族の規定が変わります。

- ①一般の扶養親族のうち、年齢が16歳未満の人にに対する扶養控除（38万円）が無くなります。
- ②特定扶養親族のうち、年齢が16歳以上19歳未満の人に対する扶養控除について、上乗せ部分（25万円）が無くなり、扶養控除の額が38万円とされました。
- ③上記の扶養控除の改正に伴い、同居特別障害者である扶養親族に対して、扶養控除の額に35万円を加算する処置に代えて、同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除の額が40万円に35万円加算され75万円になりました。

給料計算にシンプルスピードをご利用の関与先の皆さまには、一部ファイルの更新をして頂かなければなりません。詳しくは、各担当者へお問い合わせください。

弊社ホームページに今までの馬耳東風が載っています。
ぜひご覧ください。http://www.kaikei.co.jp

社長の仕事 税理士 大場史郎

元日の午後3時頃 事務所の近くの護国神社へ初詣に行きました。近所にあるスーパーのベスタはもう開いていた。昨今は年末に買い物をする必要はない。神社の周辺は人と車で大混雑、恐らく広島で一番混んでいるのではないだろうか。

私は今年還暦である。わが事務所では3世代にわたって兎年がいる。振り返ると人生は速い、無駄なこともいっぱいした。過ぎ去る日々の速いことは本や諸先輩方そして親からいっぱい聞いた。賢者は歴史から学び、愚者は経験から学ぶ。私もその他大勢の後者の一人である。

後悔先立たず、いまだに低空をふらふら飛んでいる。やれやれ、まあこれも「楽し」と納得する。

若い時は「今年は何か良いことがありますように」と10円玉一つで、虫のいいお願いをしたものである。でもこの歳になると「この一年何もないよう」と反対のことをお願いする。多少奮発して500円玉を4疊半ぐらいある大きな賽銭箱に放り込む。中を覗くとお札はごくわずか、1万円札もないではないが、神様もデフレでぼやいていらっしゃるようだ。

関与先の皆様に、わが事務所と職員に、そして家族にトラブルがありませんようにとお願いをする。「三つで500円」なる訳のわからないカラオケをこの暮れによく歌つたのを思い出す。

さてさて、今年はどんな年になるのか、年賀状にも書きましたが、経済的にはいい方向に行くのではないかと私はそう見ています。

世界の人口69億人の6割を占めるアジア、その旺盛な食欲が牽引役になり、日本の製造業もフル生産していま

くでしょう。特に中国や韓国に輸出するハイテク素材やロボットなどの設備産業はフル生産するでしょう。そういう先導役に引っ張られて、国内の中小企業も恩恵を受けるのではないでしょうか。さすがに円高もここらがピークでしょう。

日本は若いアジアの30年先のモデルとなっている。国内では環境、福祉、サービス、ソリューション（問題解決）といった産業が成長しそうだ。

国内で最も売れる車がカローラからプリウスに替わり、来年には家庭で充電できるプラグインハイブリッド車が市販され、電気自動車もぼちぼち出てきた。そのうち太陽光発電で発生した電気を充電するという文字通りCO₂を一切ださないことも可能になる。太陽光発電が家庭や学校や工場などの建物にごく普通に設置され、家庭のカーポートに充電設備が付くのも当たり前になる。

日本の国民資産の1500兆円の7割を高齢者が持っている現実、これから増加するお年寄りに有るのは「時間とお金」、無いのは「体力」。

「売れない売れない」という前に、今の環境に適したスタイルにビジネスをリニューアルする必要がある。

最近見た居酒屋のちらしに、お昼に「女子会」ならぬ「お年寄り会」をして、そこでカラオケも歌えるというサービスが出ていた。考えたら昼間の居酒屋は休店時間、夜のビジネス客が来る前に「時間とお金」を持て余しているお年寄りを取り込もうというわけだ。

恐竜は滅びましたが、ねずみは有史以来環境に適応して今まで生きてきました。

知恵を出して、たくましく生き残っていきましょう。

定年引上げと高年齢者雇用

社会保険労務士

キャリアカウンセラー

田村 実

前号で述べた通り、平成25年4月1日までに、定年の定めは65歳までに段階的に引き上げられます。そこで考えなければならないのが高年齢者雇用です。

高年齢者雇用継続給付金の支給要件

①高年齢者雇用継続給付金には2種類あります。

高年齢者雇用継続給付金には、60歳定年または失業後、雇用保険の失業給付の基本手当、一般的に「失業保険」と言われる給付を受給せずに継続雇用される者と受給した者とによって2種類の給付があります。「失業保険」受給しなかった者を対象…「高年齢雇用継続基本給付金」

「失業保険」受給した者を対象…「高年齢再就職給付金」

この2種類の大きな違いは、「受給期間」であり、結論から言えば、「失業保険」を受給しなかった者が対象の「高年齢雇用継続基本給付金」のほうが大幅に長いことになっています。

②高年齢者雇用継続基本給付金の支給要件

失業給付を受給しないで雇用を継続する者

(1)60歳以上65歳未満の雇用保険の一般被保険者であること。

- (2)雇用保険の被保険者であった期間が通算して5年以上あること。(過去に基本手当等(失業保険)を受給したことがある場合は、受給後の期間に限ります。)
- (3)賃金が60歳到達時に比べ75%未満に低下したこと。

③高年齢再就職給付金の支給要件

次の条件を満たす雇用保険の一般被保険者であること。

- (1)直前の離職時において雇用保険の被保険者であった期間が通算して5年以上あること。
- (2)雇用保険の基本手当(失業保険)を受給し、失業保険の支給残日数100日以上で再就職したこと。
- (3)60歳以上65歳未満で再就職したこと。
- (4)賃金が雇用保険の基本手当(失業保険)の基準となった賃金月額に比べて75%未満に低下したこと。
- (5)再就職にあたり再就職手当を受給していないこと。

住宅取得控除

一定の要件にあてはまる住宅を新築や購入または増改築をした場合で、住宅を建設・取得するために機構(旧公庫)や民間の金融機関及び勤務先などからの借入金がある場合、居住した年以後5~15年間の各年で所得税の税額控除の適用が受けられます。

①新築住宅

- イ. 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること
- ロ. 家屋の床面積(登記面積)が50m²以上であること
- ハ. 床面積の2分の1以上が、専ら自己の居住の用に供されるものであること
- 二. 控除を受ける年の所得金額が3,000万円以下であること
- ホ. 民間の金融機関や住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)などの住宅ローン等を利用していること
- ヘ. 住宅ローン等の返済期間が10年以上で、分割して返済すること

②中古住宅 上記新築の条件の他に

- イ. その家屋の取得の日以前20年以内(マンション等の耐火建築物については25年以内)に建築されたもの等であること
- ロ. 建築後使用されたことがある家屋であること

③増改築等

- イ. 自己の所有している家屋で、自己の居住の用に供しているものの増改築等であること
- ロ. 増改築等をした後の家屋の床面積(登記面積)が50m²以上で、しかも新築の要件のイ.ハ～ヘにあてはまること
- ハ. a. 増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えの工事であること
- b. 区分所有部分の床、階段又は壁の過半について行う一定の修繕又は模様替えの工事であること
- c. 家屋のうち、居室、調理室、浴室、便所、洗面所、納戸、玄関又は廊下の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替えの工事であること
- d. 地震に対する一定の安全基準に適合させるための修繕又は模様替えであることにつき一定の証明がされたものであること
- 二. 増改築等の工事費用が100万円を超えるものであること
- ホ. 自己の居住の用に供される部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用の総額の2分の1以上であること

源六日記

【第四回】

司法書士
安友源六

「法律用語と国語辞典」

新年早々、堅い話で恐縮ですが、ふとこんなことを考えました。

法律用語を正確に定義することは、法律学では最も重要です。民事法の世界では、事実に法律の規定(法律用語)を適用して(当てはめて)法律効果の発生を認定する構造になっているため、法律用語が必要十分かつ簡潔な言葉で定義できていないと、その法律を正しく適用できないからです。法律用語の定義は、個々の法律で規定しているものもありますが(特別法では規定されていることが多い。)、規定されていないものは(民法、会社法などの一般法では規定されていないことが多い。)学説や判例によって明らかにされることになります。

「所有権」を例に考えてみましょう。所有権は、権利の主体(所有権者)に対して、目的物の提供する一切の利益を享受させるものです。この一切の利益は、三種に分かれ、①自ら物質的に利用すること、②他人に利用させて対価を収得すること、③担保として信用を獲得することその内容とします。しかし、所有権は、これらの権能の単なる堆積ではなく、渾然たる全面的支配権と観念されるものなのです。

難しい説明になりましたが、この「所有権」という法律用語の概念の内容を、もっと平易な分かりやすい別の言葉で言い換えたり、説明することはできます。しかし、「では、その平易な言葉を更に最後まで分かるように説明して」と言われると、そこから先ある程度の段階まではできますが、最後まで説明することは不可能です。結局、ある程度の段階まで、分かりやすいまとまつた意味を持った言葉で説明して落ち着かせるしかありません。その説明の最終段階では、国語辞典に採録されている最も平易な単語に落ち着かざるを得ないでしょう。そして、最後は感性によってしか理解してもらえない単語になると思います。

これは、私たちが子供に「ある言葉の意味」を説明する場合を考えてみれば分かると思います。もっとも、このことは、法律用語の概念定義に限らず、およそ学問において言葉(言語)の持つ限界と宿命といえるでしょう。

一度、「もの」とか「こと」、「利益」、「人」、「様」、「法則」等について国語辞典でどう説明しているか見てみると、きっと面白いですよ。

助永良子

医療費控除は確定申告で 吉村千花子

昨年1年間で医療費はどのくらいかかりましたか?確定申告の時期が近づいてまいりましたので医療費控除についてお話しします。

所得税の医療費控除を受けるためには確定申告が必要です。申告することで、「1年間の医療費一所得総額の5%(10万円が限度)」の残った額が所得から引かれるので所得税がその分少くなり、納めすぎた税金が戻ってきます。

必要な書類は、平成22年の1月~12月のあいだに家族が使った医療費のレシートと病院に行くための交通費の明細です。また、入院をした場合などで保険会社などから受け取ったお金があるときはその金額がわかる書類もご用意ください。

控除の対象になる医療費としては、病院の診療代の他に、風邪を引いたときの風邪薬、骨折などによる松葉杖、出産のときの助産師による分娩の介助代など診療、治療の対価となるものがあてはまります。ただ、疲れを癒したり、体調を整えたり、美容のための場合は医療費の対象となりませんのでご注意ください。

健康が一番なので医療費はかかるないほうがいいのですが、控除になつたらお得ですので昨年1年間の医療費のレシートを集めて計算してみてください。